

関係団体への質問内容と御意見

【1. 入学時の学力・資質要件の確認方法について】

○現在の学力・資質要件の確認方法は、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により、本人の学修意欲や進学目的等を確認し、大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切るとしているが、これらの考えを引き続き、継続するべきか。

【2. 進学後の学修状況等に関する要件について】

○現在の支援対象者の要件(大学等進学後の学修状況等に関する要件(以下、「学業要件」という。))として、「廃止」「警告」の要件を引き続き、継続するべきか、あるいは何らかの見直しを図るべきか。
特に、現在の3つの要件である、「修得した単位数の割合」、「授業への出席率」、「GPA等の成績評価」それぞれの基準についてどのように考えるか。

【3. 学業要件の特例について】

○その他、学業要件において、やむを得ない事由等がある場合には、「廃止」又は「警告」区分に該当しないこととしているが、これらの考えを引き続き、継続するべきか。

【4. 学校内での学修支援・生活支援について】

○各学校では、学校生活で学生等が直面する様々な問題や諸課題等に対し、「学生相談室」や「学習支援センター」等の部署等を設け、学生生活がより充実したものとなるよう支援や援助等を行っているが、本制度利用者で学業要件により「廃止」や「警告」となった学生等に対して、どのような学修支援や生活支援を行っているか。

【5. 学生等の修学状況について】

○学業要件で「廃止」となった学生等のうち、中途退学した学生等がいる場合、その主な理由について、どのような傾向があるか。(例:転学、学校生活不適應・修業意欲低下、経済的困窮、学力不振など)

また、学業要件で「廃止」(または「停止」)となった学生等のうち、GPA等が下位4分の1の範囲に連続して該当することによる学生等がいる場合、どのような傾向があるか。(例:1回目の「警告」となっても修業意欲が低下したままなど)

このような学生等のうち、学業要件の特例を設けていることに加え、やむを得ない事由等として何らかの斟酌をするべき余地がある場合として、どのようなものがあるか。

【6. 高等教育の修学支援新制度に関する御意見】※任意回答

○その他、本制度に関する御意見

- 国立大学協会
- 公立大学協会
- 日本私立大学協会
- 日本私立大学連盟
- 全国公立短期大学協会
- 日本私立短期大学協会
- 国立高等専門学校機構
- 全国公立高等専門学校協会
- 日本私立高等専門学校協会
- 全国専修学校各種学校総連合会

1. 入学時の学力・資質要件の確認方法について

※事務局にてポイントになる個所を着色

- 教育の機会均等のためには、高校在学時の成績のみではなく進学者本人の学習意欲や進学目的等に即した支援を行うことが必要。一方、大学の修学において著しい成績不良等による支援打ち切りの条件設定も必要とも考えられ、**現行制度の考え方は引き続き維持すべきと考えるが、要件等については事態の変化が生じた場合には適宜再検討することも必要。**
- 対象学生も入学試験に合格して入学している以上、大学における学習能力は備えているとみられるため、支援打ち切りの要件に該当する場合には、きめ細かい代替的支援形態が必要と考える。**(国大協)**
- 支援打ち切りは致し方無いと考える。**(公大協)**
- 修学支援新制度が、高等教育機関への進学を希望する生徒が、経済的理由により進学を諦めることなく、高等教育を受ける機会を拓くことを目的に設けられたことに鑑みれば、より多くの生徒が進学できるよう、学力・資質要件については、高校段階では、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、本人の学修意欲や進学目的等を確認するに留め、**大学等への進学後に学修状況について要件を課すという基本的な考え方については一定の理解**ができる。
- 一方で、社会的・経済的に困難な状況にある学生が、一定水準の成績を修めるようになるには時間が必要な場合もある。この修学支援新制度の本来の目的に照らせば、大学入学後に「厳しい要件」を課し、これに満たない場合は支援を打ち切るというのはあまりに性急と言わざるを得ない。今後も学力・資質要件を継続する場合であっても、より多くの経済的問題を抱える学生がこの制度を引き続き活用し、「学位取得」ができるよう、**要件の厳格化は極力避け、弾力的な取扱いを検討することが望ましい**と考える。**(私大協)**
- 概ね妥当な方針であると判断する。ただし、GPAや出席率、標準修得単位数といった要件に係る「厳しさ」の捉え方は各大学によって異なり、また学部や教育プログラム、評価方法等によっても様々である。価値判断を含む「厳しい」という形容詞ではなく、「一定の要件」というニュートラルな表現に変更し、「**一定の要件**」が求めているものやその妥当性について、**生徒及び学生、あるいは社会に対して教育的かつ丁寧に説明すべき**と考える**(私大連)**
- 入学時の学力・資質要件の確認方法については、**継続することが**適当である。**(公短協)**
- 高校在学時点の成績だけでの否定的判断は、学生の修学機会を狭めることになるので賛成できない。高等学校での学びに対して意欲を持てなかった学生が、自らが学びたい学問があるとして大学に進学するケースも少なくなく、そういった学生を支援するため、**現在の考え方を継続すべき**である。ただし、質保証の観点からも、大学・短大入学後、ある一定の学習状況の要件を求めることが必要となるほか、**単に学力だけではなく、地域活動・ボランティア活動などを評価する観点も必要**である。また、入学後の「学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切るとしている」ことについては、学生の中には学ぶ意欲はあるが、**精一杯頑張ったにもかかわらず成績不振となる学生もおり、こういった学生に対しては救済を検討しても良い**と考える。**(私短協)**

1. 入学時の学力・資質要件の確認方法について

- 学習意欲や目的意識の高い生徒が経済的な理由で進学をあきらめることがないよう、支援すべき。
- 厳しい要件について、**継続的に学力が不足している学生ではなく、一時期にわずかに不足している場合、斟酌できる余地はないか。**また、専攻科生については、優秀な学生が多いなか、各コースの人数が1桁台であるなど分母となる学生数が少ないため、優秀な学生でもGPAが下位4分の1になりやすい点が懸念である。また、本人が努力した場合であっても、その他の学生も努力するため、順位に反映されにくい。**相対評価によらず、絶対評価(GPAが一定以下)とするなど順位によらないよう見直しが図れないか。(国高専)**
- 勉学意欲の継続などの観点より継続しつつ、**各大学等で学生の事情等に配慮したフォローが必要**であると考えます。**(公高専)**
- 本制度の趣旨は、家庭の経済的状況に左右されることなく、高等教育を学ぶ意欲のある学生に、大学をはじめとする高等教育機関への道が幅広く開かれることを目指しているものと認識しています。**支援対象の拡充は、本来の趣旨に沿ったものであり、非常に意味のある改革**であると感じています。しかしながら、学生を取り巻く家庭環境が多様化している現代社会においては、学ぶ意欲や成績要件などが必ずしも本人に起因するものとは限りません。そのため、進学後に一定の学業要件を課す必要はありますが、学修機会を奪うような制度とするのではなく、**今回の拡充に当たっても緩和するのが妥当ではないか**と考えます。なお、学校独自の奨学金制度についても、進学前の成績に影響を受けるものではなく、入試を通じて学習意欲・進学目的などを確認して奨学金対象とし、進学後には、定期的に奨学金対象として適格かを問う審査をし、結果に応じて奨学金の支給停止処置を行っている事例もあり、進学後の学修状況の確認は重要であると考えます。**(私高専)**
- 学修機会を確保し生徒の可能性を伸長させるという観点から、入学時点で高校在学時の成績だけで判断せず、学修意欲等を重視することは適切である。一方で、支援対象範囲拡大に伴う**公費の増額が見込まれ、本制度の運用についてはより一層の透明性と公平性が求められることを踏まえ、支援継続の条件には今後も一定程度厳格な基準を定めることが適切**である。以上により、現行制度の「入口の開放性」と「出口の厳格性」のバランスがとれた学業要件の考え方は継続すべき。**(全専各)**

2. 進学後の学修状況等に関する要件について

- 「**修得単位数の割合**」、及び、「**授業への出席率**」については、受給対象者のアンケート結果を見る限り、受給者の学習意欲を喚起し、**その設定水準も適切であるものと判断**できる。「**GPA等の成績評価**」については、GPAは他の学生の成績にも左右される相対的な側面を持つ指標であり、勤勉に努力する学生であっても廃止・警告の対象となる可能性に留意する必要があると考えるが、その点についても**一定の例外措置が既に講じられており、先のアンケート結果を見る限りは、現状は適切な指標として機能しているもの**と考える。
- 今次の改正に伴う受給対象者の拡大に応じ適切な水準を予め設定しておくことは極めて困難であることから、**当面の間は現行基準を維持し、対象となる学生にとって不利な取り扱いとなる場合には、例外的な配慮を行うことも可能とする方針が良い**のではないかと。
- なお、会員大学からの意見においては、**新制度利用学生等へのアンケートは廃止にならなかった学生が対象であることから偏りがあるのではないかと懸念**、及び、一定以上の成績を得て卒業等に支障のない場合でもGPA下位4分の1に該当する事態が生じる可能性があることを強く危惧し、**GPAの要件は緩和あるいは除外する方向で検討すべき**という意見も見られたことはあわせてお伝えする。**(国大協)**
- 出席率は、授業形態等により精度に欠ける場合がある**。精度を上げるためにかかる労力は負担が重く、もっとシンプルな要件にする方が学生の納得度や大学間の対応の差が埋まると思われる。**(公大協)**
- 既に【1. 入学時の学力・資質要件の確認方法について】で述べたように、多くの経済的問題を抱える学生がこの制度を引き続き活用し、「学位取得」ができるよう、「**廃止**」や「**警告**」の要件については、**厳格化は極力避け、弾力的な取扱いを検討**することが望ましい。
 - ①「**修得した単位数の割合**」については、修学支援新制度の目的に鑑みれば、**現要件の該当者が少ないことをもって要件を厳しくすべきではない**。また、大学で進級要件を定めている場合、大学の進級要件を満たしているにもかかわらず、警告や廃止になってしまう場合もあることから、より弾力的な取扱いの検討も必要と考える。
 - ②同様に「**履修科目の授業への出席率**」についても、上述の「修得した単位数の割合」の理由に加え、本制度の対象学生には経済的困難な状況にあるためアルバイトに時間を割かざるを得ない学生や、合理的配慮が必要な学生といった多様な学生がいることにも配慮する必要があることから、**要件を厳しくするべきではなく、その弾力的な取扱いが検討されて良い**。
 - ③警告要件の「**GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること**」については、GPAは相対評価であるため、少人数の科目等をはじめとして、**学生が如何に努力しても下位4分の1に属してしまう場合がある**。また、GPAの評価基準も科目によって異なることから、要件の撤廃や緩和が検討されて良い。**(私大協)**

2. 進学後の学修状況等に関する要件について

(1) 修得した単位数の割合

重要な客観的要件であるが、学業上の問題が深刻かつ本人の学修意欲が乏しい場合は、修得単位数が少なく、かつGPAが下位となることから、「①修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること」かつ「②GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」に該当する場合に警告対象とするのであれば、実態に合致すると考える。

(2) 授業への出席率

実情に合っていないように思われる。大規模講義科目、演習・実習科目、遠隔(オンライン)科目など教育方法が多様化する現在の大学において、すべての科目で、出席率を一律の基準で測定している大学は少ないのではないかと。そのため、認定基準としての客観的信頼性は他の2要件よりもかなり低く、学修意欲の把握は修得単位数とGPAにより十分に可能ではないかと思われる。

(3) GPA等の成績評価

○「適格認定(学業)の状況について(大学・R4年度末)」の私立大学の項目を見ると、「警告」を受けた受給者の理由は、「GPA下位1/4」が11.4%であるのに対して、「修得単位数6割以下」が0.3%、「出席率8割以下等」が1.9%となっており、「GPA下位1/4」が他の2要件の約10倍となっている。この結果を踏まえると、実効性を有する適格認定の基準としては「GPA下位1/4」だけで十分だと考えることができる。大学においては、GPAを活用した厳格な成績評価が定着し、奨学金の審査などにおいてもGPAが最重要基準になっているため、大学の教育改革方針との整合性も高いと判断する。

○その上で、「警告」の要件である「②GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」は、他の要件(修得単位数、出席率)に比べて不均衡に厳しい。GPA基準のみ未達の学生については、本人以外の学生の成績との相対評価による判定となるため、たとえ2回連続で該当したとしても、一概に本人の学修意欲が乏しいと判断することはできない。上記「(1)修得した単位数の割合」で回答した通り、学業上の問題が深刻かつ本人の学修意欲が乏しい場合は、修得単位数が少なく、かつGPAが下位となることから、「①修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること」かつ「②GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」に該当する場合に警告対象とするのであれば、実態に合致すると考える。

(4) その他

○(制度全体)現行の学業要件では、中学生や高校生には複雑で、理解が困難であることが懸念されるため、「制度はできる限りシンプルなものにすべき」と考える。また、「給付型奨学金に関するアンケート調査結果」の「『新制度』について、いつ頃に知りたかったですか」のアンケート質問に対して、高校段階と中学段階との回答が計93%となっている。これを見ても、対象人数の拡大を目指す本制度の課題は、いかにして中学生や高校生にできるだけ早く正確な情報を提供し、豊かな資質を有する生徒の学習意欲を向上させるかという点にあると考える。

○(廃止要件)廃止要件「①修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと」は、留学等の積極的な理由で卒業が修業年限を超える場合であっても、支援が打ち切られるものと解される。学生の学修の在り方は多様化しており、学業と社会経験(地域おこし協力隊、留学、一定期間の就業)を取り混ぜ休学をはさんで卒業する場合など、積極的に評価すべき修学の仕方もある。休学期間中の「停止」はやむを得ないとしても、修業年限を超えることを一律に排除すべきではないと考える。

○(学業要件)学業要件が「警告」「停止」「廃止」の3段階になっていることは、教育的に妥当だと考えるが、「警告」「廃止」に比べると、「停止」は場合により再支援が可能となるなど定義と趣旨が曖昧である。適格認定要件を見直すのであれば、「停止」についても再考する必要があると思われる。(私大連)

2. 進学後の学修状況等に関する要件について

- 支援対象者を多子世帯へ拡大することが見込まれていることもあり、要件を緩和することが望まれる。「廃止」の要件については、卒業まで給付型奨学金のみ「停止」する対応とし、授業料減免(在学採用)は可能とすること、などが望ましい。
「警告」のGPAについては、要件を緩和する方向で見直しが望まれます。その理由としては、当初履修登録しても、途中で履修計画を変更した場合に、修得を中止した講義についてもGPAに反映される側面があります。また、学びたい特定の分野では優れていても、GPAでは下位に該当する学生が存在することもあるかと思われまます。
「出席率」の要件についても、要件を緩和する方向で見直しが望まれます。その理由としては、病気や怪我、就活などにより、やむを得ず欠席する場合もあるかと思われまます。また、努力によって成績が上位に該当する学生に、出席率8割をもって「警告」することが妥当であるのか検討が望まれます。(公短協)
- 支援対象者に係る「廃止」「警告」の学業要件を継続すべきか、あるいは何らかの見直しを図るべきかについては、当協会としても意見が分かれているところである。このため、現在までのところ統一した見解を表明することは困難であり、以下のとおり意見の概要を紹介することに留めたい。
(意見1)基準を緩くすることは社会からの賛同を得にくく、これまでの考えを「継続」することで異論はない。
(意見2)「廃止」「警告」の要件のうち、「修得した単位数の割合」、「授業への出席率」の要件については、例えば以下のように、より厳しい基準にしても問題はないのでないか。
(例)「廃止」:修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下。履修科目の授業への出席率が7割以下。
「警告」:修得した単位数の合計数が標準単位数の8割以下。履修科目の授業への出席率が8割以下。
(意見3)学ぶ意欲はあるが成績不振の学生も一部いるため、「修得単位数」「出席率」については少し緩和しても良いと思う。特に大学によっては、個別に出席率の要件を設けて単位を与えていることもあり、出席率については廃止にしても良いと思われる。また、「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する」の指標は、自大学の学生同士の比較になるため、自大学の支援対象学生数が拡大した場合、達成できない学生が増加することになる。極端なケースとして、ある大学で学生全員が支援対象者である場合、GPAの指標を用いると、全員がどれほど頑張っているとしても4人に1人は警告対象となる。このため、指標を新たに設けて判断するか、または、自大学の学生同士の比較によらない全国共通の何らかの指標を設けて判断すれば、ある程度の公平性が担保されると考える。(私短協)
- 修得した単位数の割合現状は適切であると考えており、継続するべき。授業への出席率現状は適切であると考えており、継続するべき。GPA等の成績評価専攻科生については、優秀な学生が多いなか、各コースの人数が1桁台であるなど分母となる学生数が少ないため、優秀な学生でもGPAが下位4分の1になりやすい点が懸念である。また、本人が努力した場合であっても、その他の学生も努力するため、順位に反映されにくい。相対評価によらず、絶対評価(GPAが一定以下)とするなど順位によらないよう見直しが図れないか。(国高専)
- 制度の趣旨として学業要件を設けることに関しては、継続するべきと考える。ただし、廃止要件①については、やむを得ない事由等があった際には該当しないということもあわせて継続してほしい。また、今後はより柔軟な授業形態が進むと考えられるため「授業への出席率」については、見直しも検討する必要があるように思われる。(公高専)

2. 進学後の学修状況等に関する要件について

- 本制度の趣旨は家庭の経済的状況に左右されることなく、高等教育を学ぶ意欲のある学生に、大学をはじめとする高等教育機関への道が幅広く開かれることを目指していることから、**廃止に関する要件については適用範囲を狭め、警告の要件を拡充すべきだ**と考えます。現在の3つの要件のうち、「**授業への出席率**」は学生の本分に直結することから、**少なくとも現状基準の維持は必要**と考えます。一方、「**修得単位数の割合**」や「**成績評価**」については、高等専門学校の実情に合わないものもあります。提示された要件を、学年制を敷く高等専門学校に照らした場合、**標準単位数の6割以下は留年が決定する低さであり「警告」の意味をなしません**。また、GPAが下位4分の1に在るか否かを学生本人が認識していないと思われ、問題になる可能性があります。シラバスに評価方法や基準等が明記されているので、**GPA1.8未満**というように**数値で示す方が良い**と考えます。成績評価に関しては、学校によっては中間試験がなく、また前期末試験の成績確定が10月になる場合、前期の適格認定ができず適切な判定ができないことが一つの問題となっています。前期の適格認定ができないため、次回の学業成績の判定ができず、前年度で2回連続による警告で停止となった場合の支援再開措置に影響があります。各校の実情に合わせた柔軟な対応についての検討をお願いいたします。**(私高専)**
- 「警告」にあたるGPA要件については、学生アンケートでは現行要件が厳しいとする回答が少数(約2%)であること、**必要以上の緩和は社会の理解を得られない可能性がある**ことから、**現行基準(下位4分の1以下)は据え置くことが適当ではないか**。但し、**相対評価というGPAの特性を踏まえ、4分の1以下であっても「出席率等の他の学業要件(修得単位数、出席率)を満たせば警告に該当しない**」を新たに加えてはどうか。
- 公費が投入されている本制度の趣旨を考慮すると、GPAのような相対評価とは異なり、本人の学修意欲等に大きく左右される要件は現行基準の見直しが必要。**修得単位数の「警告」にあたる「6割」については旧給付型奨学金で基準とされていた「8割」に、また出席率の「廃止」にあたる「5割」については「3分の2」にそれぞれ厳格化してもよいのではないか。****(全専各)**

3.学業要件の特例について

- 2. の回答のとおり、支援制度の趣旨に照らし例外措置・特例を設けることが必要と考えられ、現在の特例を見直す要因が生じているとも考えられないため、こうした例外措置・特例に関しては現行の考え方を継続することが妥当と考える。
- ただし、特例①の「やむを得ない事由等がある場合」については、その判定等の事務負担が多いため、これまでの運用実績をもとに例示の追加や事例集の作成・公表を検討されたい。(国大協)
- 継続すべきである。(公大協)
- 近年、災害傷病が増加していることに加え、家庭事情や深刻な疾病等の学生本人の責に帰さない「やむを得ない事由」は依然として存在することから、これらの特例措置は引き続き継続すべきと考える。(私大協)
- 「特例①(災害傷病、その他の事由のやむを得ない場合)」については、大規模な自然災害等の不可抗力により要件を満たすことができなくなった学生を救済するための妥当な取扱いと考える。なお、上記【2. 進学後の学修状況等に関する要件について】で回答した通り、廃止要件「①修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと」については、修業年限を超えることを一律に排除すべきではなく、例えば、特例①に「留学」を追記するなど、廃止要件①に該当しない場合の範囲を拡大すべきと考える。
- 「特例②の『教育課程の特性』」については、資格取得を主な目的とする学部等の教育課程において、その目的の達成が見込まれる場合はGPAを問わないことと理解するが、基本的には、この特例を必要としない適正なレベルとなるようカリキュラムや学生への指導などを見直すべきと考える。また、この特例は、本制度による支援対象者の要件として学修意欲の確認が行われていることや学修状況に厳しい要件が課されていること、機関要件として学問追究と実践的教育のバランスが求められていることなどとの整合がとれていないように思われる。「資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる」ことの確認に大学等の恣意性が働く可能性も高いと思われるため、この要件は削除するか、または内容を見直す必要があると考える。(私大連)
- 継続することが妥当。また、特例②の『教育課程の特性』については、要件の緩和で対応することが妥当。【理由】短期間に集中して充実した学修環境を確保する短期大学の特性にあって、下位基準で2年間のうちの2年目が「停止」となると、アルバイト収入で時間を割くことを要してしまい、学修計画とミスマッチな点が見受けられるため。(公短大)
- 学生に寄り添った対応をするためには、学業要件の特例①②は当然、継続すべきと考える。(私短協)

3.学業要件の特例について

- 災害・傷病他本人の責によらないやむを得ない事情がある場合は、**学生本人の不利益にならないよう継続すべき**である。特に東日本大震災等災害により甚大な被害を受けた学校からは、**特例①についての必要性に関して強く訴え**がある。
- 学修への意欲があっても、経済的な困窮・家庭事情・本人や家族の特性から「警告」要件以上の成績を残すことが難しい場合もあるため、成績の数値のみに拠ることなく支援ができる余地があってほしい。児童養護施設の入所者等については、経済的な問題以外の様々な困難も抱えており、それが学習の妨げとなることが推察されるため、**特例②についても継続すべき**である。

(国高専)

- 継続すべき**と考える。**(公高専)**

- 引き続き、**継続すべき**だと考えます。また、入学時に高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認するのと同様に、学業要件においてやむを得ない事由についても大学等が本人へのレポート提出や面談等を行い、より柔軟に対応できるようにしていただきますようお願いいたします。さらに、多子世帯にあって、「廃止」により他の子供が就学困難に陥らないよう別途の支援を講じることも検討をお願いいたします。**(私高専)**

- 基本的なGPA要件の基準は据え置くことが望ましいが、中間層への支援対象範囲拡大に伴い、本人の学修意欲や努力では如何ともし難い場合もある「相対評価」というGPAの特性を考慮する必要がある。**したがって**特例②の1点目『教育課程の特性』**については、**専門学校における資格取得の状況等にかんがみ、現行制度を維持することが必要。****(全専各)**

4. 学校内での学修支援・生活支援について

○会員大学への照会の結果、複数の大学において実施されている取組は以下のとおり。

【「廃止」または「警告」となった学生への支援】

- 各種民間団体や大学独自の他の奨学金等を案内、学生相談室等の案内、学生相談室等による相談、学生指導教員・学務担当部署等に状況共有、学生指導教員から修学指導、「廃止」または「警告」の見込みが生じた時点での、制度に係る再度の案内、面談 等

【「廃止」となった学生への支援】

- 各種民間団体や大学独自の他の奨学金等の案内 等

【「警告」となった学生への支援】

- 一層勉学に励むよう、所属学科教員・ピアサポーター・ラーニングアドバイザー・学内の担当窓口等から指導、指導教員・事務職員による面談 等

【学生全体への支援】

- 学生相談室等の案内、学生相談室等による相談、指導教員等と情報共有、指導教員等による面談の実施 等
なお、各大学からの意見については別紙参考。(国大協)

○合理的配慮が行われている学生については、それ以上の配慮はしていない。(公大協)

○本協会「学生生活指導研究委員会」委員校における対応事例を以下に紹介する。以下の対応により、GPA下位4分の1による2回目の「警告」を一定数回避することができた。また、二期目末にこの指導を受けた「廃止」対象者が、三期目に「継続」水準の成績を収め、四期目に「再申込」をした事例も出ている。

【未然回避策】

- ①教員が閲覧できるよう大学データベースに奨学生情報をアップロード(新規、継続)すると同時に学業要件を周知(学生、教員)
- ②成績下降傾向の学生に対する注意喚起(前期成績等から傾向把握)

【対象学生への個別対応】

- ③年間成績、通算成績の評価を年度中に所属学科へ報告(「継続」、「警告」、「停止」、「廃止」、各学年GPA各値)
 - ④「警告」学生に対し、指導教員による学修相談(学修計画再構築と翌年度履修登録への反映、学修支援部署との調整)
- 「廃止」学生に対し、指導教員による学修・進路相談(学修継続意思確認、学修計画再構築、学修支援部署との調整、納付金延納分の相談)
- 「警告」となった者には、「警告者説明会」を実施している。内容は、制度の概要を再確認させ、アドバイザー教員への学修相談および学生課等担当部署への学生生活相談を実施している。
 - 前期の成績が出た時点で、「廃止」「警告」に該当する学生を対象に「説明会」を開き、現状を周知する資料を配付し説明するとともに、保護者に対し同じ資料を郵送し、「廃止」「警告」を回避するよう指導している。

4. 学校内での学修支援・生活支援について

- 「警告」1回目の学生には、通知書類を渡す際に指導し、学生団体等に所属している場合は関係職員からも指導を依頼することがある。
 - 「警告」となった学生および著しく単位取得数が少ない学生に対して、面談を行っている。学修状況や授業に対する理解度または不安、生活状況などをヒアリングし、適切に指導・サポートを行っている。
 - 「斟酌すべきやむを得ない事由」の面談時から、キャンパスソーシャルワーカーと連携し、「廃止」「警告」の対象学生に対し、その後のサポートを具体的に示している。特別な配慮が必要と認められる学生は、支援室と連携し継続的な支援を行っている。
 - 「廃止」の場合は、日本学生支援機構の貸与奨学金、大学独自の奨学金を案内している。(私大協)
- (私大連)各大学の状況が詳細に記載されているため、私大連提出資料を参照。
- (公短協)各短大の状況が詳細に記載されているため、公短協提出資料を参照。
- ①「廃止」対象学生
- 「廃止」となった学生は退学に至っている。
 - 「廃止」となった学生については、概ね学業以外の事由により退学を選択することとなり、生活支援が必要とはならない。「廃止」となって学業を継続したごく少数の学生については、生活支援が必要な期間は2年制の短期大学では1年間となるため、授業料を分割払いにする等の配慮にて対応した。
 - 「廃止」となった学生に対しては、貸与型奨学金等を薦めるなど、経済的な支援の情報を個別的に提供し、相談にのっている。
- ②「警告」対象学生
- 「警告」となった学生には、きめ細かい各種支援を実施し、継続出来ている。
 - 「警告」となった学生については、個別の学修支援(授業外の学修時間を活用して復習となる特別な授業等)を実施している。
 - 「警告」となった学生に対しては、廃止とならないために学修に励むよう個別的な相談を実施し、モチベーションの維持に努めている。
- ③その他
- 学修サポートセンターの案内、貸与型奨学金、学内奨学金の案内などを実施しており、また、教育ローンや大学の制度である学費の「延納・分納」等の案内を行っているが、廃止や警告になった後の支援では遅いと考える。それよりも、廃止や警告になる前に出席率や傷病等により、「やむを得ない事情」の特例に該当する学生を事前に把握する事が何よりも重要である。廃止、警告となった後では、退学につながり、取り返しがつかない。特に心の病による出席率の低下で成績不良に繋がっている場合は、学生相談室と連携し、やむを得ない事情が無いかを把し、診断書等の証拠書類を用意させ、廃止、警告を回避させるべきと考える。(私短協)

4. 学校内での学修支援・生活支援について

- 各期の成績通知に学科順位を記載する等を行い、学生自身が学業要件を満たしているかを確認し、学生自身で「警告」等を回避できるような体制にしている。
- 「警告」となった学生等に対しては、注意喚起を行っている。また、本制度利用者に限ってはいないが、日頃から、学習支援、学生支援室やSSWとの面談を行うなどしている。
- 「廃止」となった場合は、本人から相談に乗り、別の奨学金を紹介する等している。(国高専)

- 支援をおこなっている事例
 - ・ 警告判定のあった学生情報を担任に共有し、修学上の改善を促している。
 - ・ 廃止の場合は、本校奨学金サイトや自治体助成金等の確認を促すことがある。
 - ・ 学校関係者間の調整で授業料の分割払い・支払猶予等の対応を行う場合がある。(公高専)

- 学生の生活全般にわたるサポートを目的として、担任制度を導入し、担任が主として学生の支援を行うが、学年主任や学科長などがバックアップを担当し、組織的な学生指導や学習支援を行っています。
- 警告後に特別な支援を行ってはおりませんが、1回目の警告時に教務部にて個人面談を実施し、次の結果が重要であることと成績向上が必要であることを認識してもらっています。(私高専)

- 相談窓口、カウンセリングセンター等の設置による学生に対する直接的支援のほか、研修等を通じた教職員の学生支援能力の向上による支援体制の整備を図っている事例もある。参考として、個別の専門学校にヒアリングを行ったところ、以下の意見や事例があげられた。
 - ・ 「警告」となった学生に対しては、少人数または個別指導の形式で補習を実施し、理解度に合わせたペースで遅れを取り戻せるように支援を行っている。
 - ・ 学生が直接相談できる窓口を設置し、学生が悩みや課題を打ち明け、適切な支援を受けることができる体制を敷いている。また、定期的に学生面談を実施しており、学業上の問題や生活面での課題に対処するための個別サポートを提供。さらに、学費に関する相談も受けつけ、学生が経済的な問題に直面している場合に柔軟な支援を行うことで、学費の負担を軽減し、学業に集中できる環境を整えている。
 - ・ 特に出席率の悪い学生については、担任が学生及び保護者と面談し対応することを原則としている。
 - ・ 「警告」となった学生に関しては、保護者にも成績を通知するとともに、学習フォロー計画を提示、その計画を本人が消化できるように協力してもらっている。また、家計を助ける為アルバイトをする学生に関しては、アルバイト先の情報、時間などを把握し、「警告」が出た場合は速やかにアルバイト時間の短縮等を実施している。(全専各)

国立大学協会

【「廃止」または「警告」となった学生への支援】

- ・「廃止」や「警告」となった学生に対し、学生指導教員に状況の共有と修学指導を依頼している。
- ・「廃止」や「警告」の処置を受けた学生に対して、大学からコンタクトを試みることはしていないが、該当の学生から相談があった場合には、関係部署と協力し対応している。
- ・奨学担当事務と学生相談室は同一事務室内に設置されており、該当学生の意向を確認のうえ、適宜指導教員や学生相談員と連携し支援を行うこととしている。
- ・経済的な理由により一時的に入学料及び授業料等の納付が困難となった学生に対し、奨学金を貸与して学業の援助を図ることを目的とする本学独自の制度（修学支援事業学生支援奨学金）を整備している。
- ・必要であれば大学で募集を行っている各種民間団体による奨学金や国の教育ローンを案内している。
- ・該当する学生と面談を実施し、学生の状況に応じて、履修相談・学生相談室等の案内を行っている。学生の個別ニーズに応じ、履修環境等を整えることで成績向上につなげられるよう、学生相談室や障がい学生支援室等でも適宜、支援を行っている。
- ・JASSOの貸与型奨学金や他の外部奨学金の案内や、次年度の履修登録に向けて、成績評価についての基礎知識について案内を行っている。
- ・廃止や警告の判定の見込みとなる学生に対しては、学業不振が傷病等の事由による場合は判定の修正をする例外措置がある旨を再度周知しているところである。また、学内の学生支援センターでも相談できることを促している。
- ・対象となった学生がいるときには、事務担当者と学生支援教員が面談を実施し、経緯等を聞き取りしている。成績不振の原因を明らかにした上で、学習指導や貸与奨学金の案内など必要な対応を行っている。
- ・本制度利用者で学業要件により「廃止」や「警告」となった学生に対する生活支援としては、日本学生支援機構貸与奨学金（第一種・第二種）や他の奨学金（公的機関・民間団体）を案内している。ただし、他の奨学金においても「経済的に困窮している」と「学業優秀である」ことが申請要件となっている場合が多いため、新制度で「廃止」又は「警告」に該当した学生が申請できる奨学金は限られてしまう現状がある。
- ・奨学金の担当者が対面で「廃止」や「警告」等の通知を渡し、その際にどのような状況なのか、説明を行っている。

- ・他に利用できる奨学金の案内及び指導教員やアドバイス教員と連携した学修指導
- ・適格認定（学業）で修得単位数が著しく低い場合等は、所属学部の学務担当へ状況について照会している。必要に応じて学務担当から指導教員へ今後の学修計画について指導を依頼している。
- ・学生支援課からは適格認定（学業）判定後、本人へ判定結果および状況について説明し、学修状況の改善を促している。
- ・本制度利用者で学業要件により「廃止」や「警告」となった学生に対しては、日本学生支援機構が発行する適格認定の通知書を交付する際に指導を行い、さらに学習相談等が必要であると判断される学生に対しては教務担当部署などの関係部署への申し送りを行うなど対応している。
- ・特別な支援はしていないが、授業料の支払いに困っているなど相談があった場合は、本学独自の「授業料支援基金」を案内することがある。
- ・学修支援
 - 学生から相談があれば大学院生による「スタディヘルプデスク」で個別指導や勉強の仕方についてアドバイスしている。全学生について学期当初に指導教員との面談を行い履修状況をもとに履修指導を行っている。
- ・生活支援
 - 貸与奨学金の申請を案内している。
- ・当該学生に対し、適格認定通知を送付する際、本学の学生相談体制のチラシを同封し、相談するきっかけを促す。
- ・「廃止」や「警告」の要因として、障害特性や疾病等が考えられる場合、本人の意向を確認したうえで修学支援室と連携している。修学支援室において、その後の大学生活の学修支援及び生活支援を実施している。
- ・本学では、独自予算による授業料免除を行っており、「廃止」や「停止」により修学支援制度対象外となった学生についても一定の基準（学力・家計）を満たせば授業料の免除を受けられる制度がある。（昼間主 11 万、夜間主 5.5 万）
修学支援制度との併願も可能とし、新制度に採用された場合は取消または辞退となる。
令和 5 年度の独自制度免除への申請者数は約 330 名（併願者含む）

【「廃止」となった学生への支援】

- ・「廃止」の場合、対象の給付奨学生へ日本学生支援機構通知文書「給付奨学生の資格の廃止について」を交付し、学生から質問がある場合には、廃止認定の基準をあらためて説明

し、更に質問がある場合には、在学定期採用における貸与奨学金の申込みについて説明している。

- ・「廃止」となった学生については該当事例はありませんが、貸与型奨学金や民間財団等の奨学金を紹介する予定です。
- ・「廃止」となった学生のうち、2019年以前に入学の学部生は、大学の授業料免除の申請が可能であるため、申請するよう伝えている。
- ・「廃止」となった学生に対しては、生活支援としてその時点で支援を受けられる別の奨学金等を紹介している他、必要に応じて、学内の「学生なんでも相談室」と連携して支援を行っている。
- ・「廃止」となった学生については、日本学生支援機構の貸与奨学金（申請資格を有する場合のみ）や日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を案内しています。
- ・「廃止」となった学生から相談があった場合には、民間育英団体や教育ローン等の案内を行っている。
- ・学業要件で「廃止」となった学生には、家計基準のみで判定する大学独自の奨学金制度を案内することで、継続して修学できるよう生活支援を行っている。
- ・「廃止」となった学生に対しては、貸与型奨学金の利用が可能な場合はその利用を検討するよう案内しています。なお、留年が原因で廃止された学生は、経済的支援を受ける機会が限られており、多くの場合支援が提供されていないのが現状です。

【「警告」となった学生への支援】

- ・「警告」の場合、対象の給付奨学生へ日本学生支援機構通知文書「給付奨学生の学業成績について（警告）」を交付し、今後の適格性の回復のためより一層勉学に励むよう、指導している。また、学生から質問がある場合には、警告認定の基準をあらためて説明している。
- ・「警告」となった学生に対して、「廃止」とならないよう、本学で実施しているピアサポーターやラーニングアドバイザーなどの制度を利用し、学習時間を増やすよう指導している。
- ・「警告」となった学生に対しては当該原因について説明し、改善を促しています。
- ・給付奨学金の支給が「警告」となったことにより今後「停止」等となる可能性がある学生に対しては、学内の担当窓口で学修意欲をもって取り組むように指導
- ・修学支援新制度の支援が警告となった学生については、所属する学科の教員と連携し、学

修状況の改善についての指導を行っている。

- ・「警告」となった学生については、奨学金担当の事務職員で面談を行い、必要があれば専門の部署を紹介し、カウンセリング等を行うとともに、指導教員の面談も実施し、学修と生活の両面から支援を行っている。
- ・「警告」を受けた学生には、成績の改善を目指し、指導教員等による個別の学業指導を行っています。この取組により、学生は学修計画を見直し、より効果的な勉強法を導入する機会を得ていると考えています。

【学生全体への支援】

- ・学生生活サポート室では、(上記学生に限らず)学生全員を対象に、修学困難等の相談を受け付けている。学業要件により「廃止」や「警告」となった学生に限った支援ではないが、指導教員とも情報を共有し、必要に応じて「学生生活サポート室」にて学生本人の申し出に沿った教育的配慮を行っている。
- ・本学では学修支援室を設けており、本制度の対象学生に限らないが、すべての学生が卒業まで修学支援を受けられる体制を整備しています。具体的な取組内容としては、学生が抱える教科書の疑問点、レポートの作成、学生生活一般、進路相談、大学院受験、公務員受験などの課題解決に向けて、9名の専任スタッフ(本学を定年退職した教員に委嘱)が対応する体制を整備しています。本制度利用者の利用状況は把握出来ていませんが、当支援室は、授業日の14~17時の間で開設されており、令和5年度の相談者数は延べ361名となっています。また、本制度の事務を担当する学生支援課においても、本制度の仕組みを丁寧に説明するなど、学生が有する課題等に応じて指導・助言を行っています。さらに、生活を含む様々な学生の悩み相談については、保健管理センターが窓口となり相談する体制を設けており、必要に応じて担当部署に引き継ぎを行う仕組みとなっています。
- ・学修面や生活面における悩みの相談においては、本学の「学生何でも相談室」(臨床心理士の資格を持つカウンセラーが対応)を案内し、対応を行っている。
- ・本学においても「学生相談室」を設置しており、修学に関するものから生活に関するものまで個人的な問題に対する相談窓口として機能している。学修相談があったものについては、所属学部教務事務担当係や指導教員・メンター等につなげている。
- ・学修生活上の悩みがある場合の学内相談窓口(保健センター「精神保健相談・健康相談」、なんでも相談室)を対象学生および学生保証人に案内。また、所属学部等でも情報共有し、学生に対して面談等を伴う指導を依頼しています。
- ・学生相談室(学生相談員)において、修学・学生生活に関わる相談に応じられる体制を整えているが、学生から該当する事例等は特段挙げられていない。

- 学費及び生活の支弁に困難が生じる学生に対して、大学独自の奨学支援金の貸与を行う制度を設けている。
- 修学支援新制度利用者に限りませんが、各学部において、学業不振者に対して、教員による定期的な面談や部局によっては保護者への成績表の送付等も行っており、適宜、サポートを行っています。
- 本学では、履修や修学上の相談、将来の進路に関する相談等、学生諸君の様々な相談に対応する窓口として、「Study Adviser」制度を設けています。本制度は、課程や回生毎に担当教員が相談にあたるものです。また、心理的問題や障害等に伴う修学上の困難に対し、その把握と対処について、障害者支援を専門とする教員、精神科医、カウンセラーが対応する「アクセシビリティ・コミュニケーション支援センター」を設けています。いずれの制度も、必要に応じて当該学生に紹介するなど調整しています。
- 成績不振を自己申告し、「警告」「廃止」の恐れがある学生については、指導教員や所属学部の教務担当部署へ履修計画や休学等について相談することを提案しています。
- 学業不振を理由に奨学金を打ち切られることへの不安から、学生相談室や経済支援担当係で相談する学生がいるが、実際問題として留年となると、貸与奨学金も借りられず、財団等の奨学金も応募できないことが多く、解決策がないのが現状である。
- 全学生について学期当初に指導教員との面談を行い履修状況をもとに履修指導を行っている。

「こども未来戦略」を踏まえた高等教育の修学支援新制度における 学業要件等の見直しに関する質問への回答

令和6年5月15日
一般社団法人日本私立大学連盟

4と5の質問項目に関し下記の通り大学の取組み事例や実態等、その他として事務手続きの簡素化に向けた意見を提示します。

【4. 学校内での学修支援・生活支援について】

- 「廃止」となる学生については、年度末に面談（学部によっては保護者も同席する場合がある）の機会を設け、次年度の履修計画などについて相談を受けている。（A大学）
- 大学から「警告」を通知する際に今後の学修への取り組みについて注意喚起するとともに、所属学部でも面接で指導を行っている。また、特に本制度利用者のみを対象としたものではないが、学費の納期を一定期間延期する制度を設けているほか、日常の相談を受ける部署を設けている。（B大学）
- 「廃止」になった場合、貸与奨学金や学内奨学金を案内する。奨学生本人だけでなく、実際に学費を支払っている生計維持者である保護者からの相談も多い。（C大学）
- 学生相談室および障がい学生支援室を設置しており、カウンセラーや支援コーディネーターからの要請により奨学金担当部門から奨学金等経済支援の情報提供を行うことがある。また、障がい等による学生個人の特性により学修支援を受けている学生が奨学生である場合、カウンセラー等が大学に「やむを得ない事由」の申告を行うサポートを実施することがある。ただし、自ら相談室や支援室に支援を求めることの出来ない学生が一定数以上いることが想定され、課題点であると言える。（D大学）
- 適格認定（学業）の実施「前学期」の成績に基づき、このままでは「警告」や「廃止」相当になる学生に対し、学生本人および生計維持者にその状況を知らせている。また、適格認定（学業）実施の学期において、学業成績が好転し「警告」や「廃止」相当から改善できるよう、本学が設置する Student Success Program（SSP）を紹介し、学修の仕方をサポートしている。また、区分外になった学生であっても、生計維持者の年間収入400万円以下（その他所得57万円以下）の者については、大学独自の区分として、年間授業料の4分の1相当額を減免しており、廃止翌 Semesterの本学独自基準適用者は2020～2022年度において約67%にのぼる（学業基準は問わない）。つまり、学業不振で廃止になった者の約3分の2の学生は独自制度によって経済的なサポートを行っている計算となる。区分外者へのサポート制度をもたない他大学においては、経済的な理由で退学・除籍となっているケースがより多くなる可能性もありうると予測する。（E大学）
- 「廃止」となった学生に対しての生活支援（経済的な支援）としては、大学独自の給付奨学金（JASSO 給付との併給は不可）を案内している。この奨学金の学業要件は、標準修得単位数のみ（GPA 基準はない）のため、JASSO 給付が GPA 基準で停止してしまった学生のうち、卒業に向けて単位修得はできている学生に給付される。支援額は JASSO 給付奨学金と比較するとかなり低額である。そのほか、JASSO 貸与奨学金や本学と提携をしている金融機関の教育ローンを各学生の状況に応じて案内している。また、各学部事務室に配置されているキャンパスソーシャルワーカーや学生相談室によって学修支援をしているが、「廃止」「警告」に該当した学生について

ては事情がそれぞれ異なるので、奨学金担当部署が中心になって関連部署へ繋ぐことまではしていない。もちろん、学生や保護者からの相談があれば関連部署を紹介する。(F大学)

- 廃止となった学生に対しては、一定の条件の下、父母会による給付奨学金を支給している。修業年限での卒業が可能で、JASSO 第二種貸与奨学金の採用単位数基準を充たしているというのが条件である。予期せぬ廃止(停止)により一時的な学資不足で修学継続が難しくなることを防ぐため、貸与奨学金の新規申込や増額等の対応を取る猶予を与える趣旨で行っている。(G大学)
- 学業要件により「廃止」や「警告」となった学生等に特化した大学独自の学修支援や生活支援は行っていない。学業要件により「廃止」「停止」となり奨学金の受給が止まった学生等は、成績が悪いため、大学独自の奨学金での採用や民間団体奨学金等への推薦が難しい。そのため、学費が払えないという相談があった場合は、金融機関の提携ローン等の案内をしている。また、一度休学・退学をし、学費を準備してから復学・再入学をするように案内したほうがよいケースもある。なお、「初年度初学期の授業出席状況が悪いなど、修学上の問題を抱えている学生」や、「単位修得状況が芳しくなく、標準修業年限での卒業が困難と思われる学生」に対しては、本制度利用の有無に限らず、学生・保護者等へ通知し、状況の確認や面談等を行っている。(H大学)

全国公立短期大学協会

【4. 学校内での学修支援・生活支援について】

<質問内容>

- 各学校では、学校生活で学生等が直面する様々な問題や諸課題等に対し、「学生相談室」や「学習支援センター」等の部署等を設け、学生生活がより充実したものとなるよう支援や援助等を行っているが、本制度利用者が学業要件により「廃止」や「警告」となった学生等に対して、どのような学修支援や生活支援を行っているか。

<以下、会員大学の主な対応>

- 学生へ廃止の通知を交付する際に、大学独自の授業料減免や日本学生支援機構の貸与奨学金等利用できる可能性がある制度の案内を行っています。
- 「廃止」・「警告」となった学生に対してのみの特別な支援は設定していないが、成績不振の学生に対して、その原因となる修学や生活上の課題を改善すべく、教職員が連携し相談体制の充実を図っている。
また、本学の場合は、修学支援新制度の対象から漏れる学生もいることを想定し、独自の減免制度を残しているため、必要に応じてこちらの申請も検討するよう促している。
- 障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を本学が認めた学生に対し、合理的配慮に基づく支援を行っている。
- 【学修支援】学修ポートフォリオを活用して、アドバイザー教員と面談を実施している。
【生活支援】修学支援新制度以外の、公的な奨学金貸与制度を案内している。
- 本学において、「廃止」に該当した事例はない。
また、「警告」となった学生に対しては、チューター教員・学生室・健康支援センターが連携を取り、学生との面談を実施する等のフォローを行っている。
- 学年担任やプロジェクト担当、カウンセラー等による面談
その他の奨学金の紹介
- 面談を行った際に、悩みを抱えているようであれば学生相談室の案内を行うなど学生生活を継続できるように支援している。
- 貸与奨学金の案内をおこなっています。
- 「廃止」・「警告」となった学生に対してのみの特別な支援は設定していない。
成績不振の学生に対して、教職員が連携し相談に応じている。
- 貸与奨学金とともに、本学独自の授業料減免制度を案内しています。
- 学生相談室は、学生からの相談がない場合には対応できません。それで、学生相談室等の部署ではなく、教職員として、「警告」となった学生に対し、学業に一層励むように助言したり、「廃止」となった学生には貸与奨学金や授業料の分割払を提案するなどしています。

5. 学生等の修学状況について

○各大学への意見照会の結果、以下の回答があった。

【①「廃止」の主な理由の傾向】「廃止」の主な理由の傾向としては、一概に言えない(傾向を見いだせない)とした8大学ある一方で、**勉学意欲喪失の傾向がみられると捉えている大学が8大学**あった。また、理由がわからない/調査・分析していない、あるいは「廃止」となった学生で退学した学生がいない、等の大学もみられた。

【②GPA等の要件に連続して該当する学生等の傾向】GPA等の要件に連続して該当する学生等の傾向については、**1回目で「警告」となったことにより修学意欲の低下がみられたとする大学が11大学、一定の傾向が見出せないとする大学が3大学**存在した。なお、2大学からは「GPAの下位1/4」という相対的な評価では、**修学意欲の低下の有無は判別できない**という意見も寄せられた。

【③やむを得ない事由等の斟酌をするべき余地】

- ・ 鬱病、適応障害(精神的疾患)、精神的不調、介護、本人の病気等の療養(医師の診断書や保護者、指導教員へのヒアリング等を根拠とする)、医師の診断書や休学歴があった場合、医師の診断書等により心身による事由、疾病や障害特性、発達障害等で対人関係が難しく、アクセシビリティ支援チーム等の支援を受けながら学業に取り組んでいる事例、家庭、家族の事情等の意見が寄せられた。**(国大協)**

○**勉学意欲の低下。不登校。**GPAのみならず、**上位にあがること自体が厳しい**(他の学生も同様に勉学に励んでいる)ため、**学習意欲の問題ではない。****(公大協)**

○①学業要件で「廃止」となり、中途退学した学生の退学理由については、**経済的困窮、修業意欲の低下、精神的不調、学校生活不適応、学力不振、転学・進路変更など多様**となっている。なお、**修業意欲の低下**については以下のような事例がある。

- ・ 友達ができず相談できる相手がない、不本意入学による**修業意欲の低下**。
- ・ 低所得世帯であるため、**アルバイト等の増加による修業意欲の低下**。
- ・ 「秋から学校に行く気がなくなった」、「アルバイトを頑張りすぎた」等、特段の理由があるわけではない学生が多い。

○②学業要件で「廃止」または「停止」となった学生等のうち、GPA等が下位4分の1の範囲に連続して該当することによる学生の傾向も、大学によって異なる。「学生生活指導研究委員会」委員校における以下の事例を参照されたい

- ・ **修業意欲の低下は見られず、勉学に励んでいる。**
- ・ 本学では「警告」以上の給付奨学生に対して組織的に支援している。その報告等からあるキャンパスにおける令和5年度の傾向は、「**停止**」となった学生の約**2/3はボーダーライン近く**にあり、**学修意欲の低下は顕著ではない**。残り約**1/3は入学時点からの相対的に低い順位から脱することができない状況**にあり、**学修意欲を維持することに注力している**。
- ・ **成績が回復したり、廃止となる学生もおり様々**である。単位は修得しているがGPAが下位4分の1のボーダーラインをわずかに下回る学生が出てしまう。学修意欲が低下しているわけではないが**GPAが低い結果となる学生が多い**。
- ・ 「警告」となった学生のうち、**継続基準相当に成績が向上した学生は4分の1程度**。それ以外は停止、廃止の措置となっており、**修業意欲は低下したままである**。
- ・ **出席率が低く、成績評価、単位取得が低い傾向が見られる。**

5. 学生等の修学状況について

- ③やむを得ない事由等として何らかの斟酌をするべき余地がある場合としては、「通院やカウンセリングを条件とする学生個人の精神的不調」や「看病や介護等の家庭事情」等が考えられ、これらに対する配慮も検討されることが望ましい。(私大協)
- (私大連)各大学の状況が詳細に記載されているため、私大連提出資料を参照。
- 【②GPA下位学生の件】停止による収入源確保(授業料含む)のためアルバイトに注力するなど好ましくない結果となる。4年制大学に比べて経済的に厳しい家庭からの進学が多い小規模な短期大学では、大学と比較して「下位1/4」はかなり厳しい基準となる。短期大学は「下位1/5」に緩和することが望まれる。なお、各大学からの意見については別紙参考。(公短協)
- 【①廃止となった学生の傾向】
 - ・「廃止」対象学生が退学に至った主な理由は、**修業意欲低下**、それに伴う**学業不振**等である。
 - ・「廃止」となった学生で、中途退学となった学生の主な理由は、**進路変更による修業意欲の低下**並びに入学前から患っていた**精神障害の悪化**である。
 - ・「廃止」となった学生で、中途退学となった学生の主な理由は、**修業意欲の低下**のほか、**経済的困窮**の学生が多いように思われる。
 - ・「廃止」対象学生の主な傾向は、**進学目的そのものが曖昧**、つまり自己決定をせず、親等に進められた等である。そのほか努力(学修)しなくとも、なんとかかなると考えていた等の甘い考えを持っている傾向がある。
 - ・「廃止」となった学生は、1回目の「警告」後も**明確な目的意識**を持って**修業意欲が低下したまま**であった。現時点で斟酌すべき事由等は思い当たらない。
- 【②GPA等が下位4分の1の範囲に連続学生の傾向】
 - ・GPA等が下位4分の1に連続して該当する場合の傾向としては、**修学意欲の改善がみられない**ことである。
- 【③やむを得ない事由等として何らかの斟酌をするべき余地】
 - ・教育課程の特性として、資格・免許等が職業に結び付くものであり、**学生が取得できる合格水準にある場合(栄養士、幼稚園教諭、保育士など)**などが考えられる。(私短協)
- ①廃止の主な理由について、中途退学者の多くは「**学力不振・修学意欲低下**」である。
- ②連続して該当する理由について、**1回目の「警告」となった場合であっても修業意欲が低下したままの学生**がいる。学力不振においては、学科等の母数となる学生数が少ない専攻科が**相対評価**によって、**成績下位に連続該当**してしまうことがある。
- ③**発達障害傾向にある学生、若者ケアラーである学生**、ひとり親家庭において**保護者等の体調不良、失職・短期で安定しない就業**等について、斟酌をするべき余地がないか。(国高専)

5. 学生等の修学状況について

- 廃止となった学生 経済的困窮家庭であったが、廃止となり、学業不振も続いたことから最終的に退学を選択、**学力不振による進路変更、進路変更**を決めたことに伴う本校における修業意欲の低下によるもの**(公高専)**
- 廃止となった学生は、GPA等が下位4分の1の範囲に連続して該当することによるものです。学生の傾向としては、**学修意欲の確認で選考された学生がほとんどであり学力不振が一番の原因**となっていると考えております。廃止または停止となった学生は、処分内容を受け止めた後も問題なく学校生活を送っており、現状では特に加えて斟酌する余地のある場合等について意見はございません。一方で、**ヤングケアラーの学生の出席率は斟酌する余地がある**と考えます**(私高専)**
- 制度見直しに向けて、GPA要件の連続警告を受けた学生等の状況や中途退学率など、**廃止の状況についてはより詳細な分析が必要**と考える。
- 学業要件「廃止」については文部科学省の調査結果では7%となっているが、全専各連として全国の会員校に対して網羅的な状況調査は実施しておらず全体把握は困難。
- 廃止状況を把握しているJASSO又は文科省の方で、今後、網羅的な全国調査の実施について検討してもらえないか。
- やむを得ない事由等として何らかの斟酌をするべき余地がある場合として、**相対評価というGPAの特性を踏まえ、4分の1以下であっても「出席率等の他の学業要件(修得単位数、出席率)を満たせば警告に該当しない」**を新たに加えてはどうか。
- 参考として、個別の専門学校にヒアリングを行ったところ、以下の意見や事例があげられた。
 - ・ (修学支援新制度とは関係なく)全体的に中途退学の代表的な要因としては、**①経済的困窮、②進路変更**(入学前と入学後の職業や進路に対するイメージが異なること)**が大きい傾向**にあるのではないかと。また、精神疾患を含む心の問題等があげられ、グループ内で実施している退学者・休学者・長欠者等の調査においては、**経済的な理由を上回る場合もある**。
 - ・ 2021年度には2名が**進路変更と学業不振の事情**により、2023年度には1名が**進路変更の事情**により「廃止」となった。当該学生の特徴としては、**家庭内不和を抱えているケースや、通信・定時の高校出身者で精神的な問題で登校困難な状況**が続き、欠席が多いことによる学業不振に陥ったケースが多いように思われる。**(全専各)**

※質問6 高等教育の修学支援新制度に関する御意見については、各団体から回答されている意見書を参考。

**「こども未来戦略」を踏まえた高等教育の修学支援新制度における
学業要件等の見直しに関する質問への回答**

令和6年5月15日
一般社団法人日本私立大学連盟

【5. 学生等の修学状況について】

(1) 中途退学した学生の傾向

- 低学年では転学（他大学へ編入）が多い傾向にあり、上級年次の場合は、学力不振の傾向があるが、学力不振の場合、理由は1つに限らず複合的な場合も多いと感じる。（A大学）
- 経済的困窮が解消せず、学費確保や家計を支えるための就労により学習時間が確保できず、成績不振に陥り、奨学金が停止した結果、修学意欲も低下し退学するという状況が見受けられる。（B大学）
- 廃止後に退学となった者の退学理由（「退学願」に本人が記載した理由）の割合は、以下のとおりである。「3. 経済的理由」に、廃止後「学費未納除籍」となった者の数を加えると、経済的理由による除籍の割合が最も多い。（D大学）

【退学理由】①学修意欲の喪失（単位修得困難等）[44%]、②進路変更（就職、他校等）[30%]、
③経済的理由 [19%]、④健康上の理由 [7%]

- 「廃止」後に退学となった学生は約300名（2020～2023年度）おり、その理由は以下のとおりである。なお、今回は休学については調査していないが、経済的理由による休学者も多いと想定している。窓口相談の実態としても、退学より休学に関する相談のほうが多い傾向にある。（E大学）

【除籍・退学理由】①学費等未納 [約20%]、②経済的理由 [約13%]、
③就学意思なし [約26%]、④他大学受験 [約16%]、⑤病気 [約10%]

- 「廃止」となった学生254名（2020～2022年度）の学籍異動を調べると、現時点でそのうち45名（17.7%）が退学（学費未納除籍含む）であった。まだ在学中の学生もいることから、さらに増加することが考えられる。退学理由（本人申告 [選択]）の事由を大きく分類すると以下の通りであった。学力不足やミスマッチ、そもそもの大学進学意思（修学意欲）が低いことに起因して、単位修得に問題が生じ、奨学金廃止となり、経済的困窮に至った結果、最終的な状況である「経済的理由」を退学の事由として申告してくることも少なくない。つまり、経済的理由14名と学力不足・修学意欲の低下20名の線引きは曖昧で、計34名の多くは成績不振によると考えるのが妥当である。最初の敷居が低く、学力・意欲の低い学生までも、安易に招き入れてしまっている制度の課題だと見ることもできる。（D大学）

【退学理由】①経済的理由 [14名] ②学力不足・修学意欲の低下 [20名]
③身体・精神疾患等 [5名] ④その他 [6名] x

- 「廃止」となった学生等のうち、中途退学した学生等はあるが、特筆した傾向は確認できない。（H大学）

(2) GPA等が下位4分の1の範囲に連続して該当する学生の傾向

- 本人に起因することばかりではなく、やる気はあるが、病気のためにあまり授業に出られなかったという傾向も見られる。また、授業には出ているが、学力面で追いついていけないという傾向も見られる。（A大学）

- 中途退学の理由と同様に、学習時間の確保が困難な状況でないかと思われる。(B大学)
- 警告1年目の対象者のGPAの平均値より警告2年目(GPAによる)の対象者のGPAの平均値の方が低い傾向にある。本学では学修の仕方をサポートするSSP(Student Success Program)を設置しており、適格認定実施月の半年前に警告・廃止となりそうな学生に状況を通知するとともに、SSPへの相談を勧めるなど学業不振の打開策を講じている。しかしながら、結果的に2回連続して警告となってしまった学生については、残念ながら学修状況の改善にいたっていない。(E大学)
- 連続してGPA基準に未達であった学生のうち、修得単位数でも基準に満たない学生については、本人の学業意欲が乏しいと疑わざるを得ない。一方で、GPA基準のみ未達の学生については、本人以外の学生の成績との相対評価による判定となるため、たとえ2回連続で該当したとしても、一概に本人の学業意欲が乏しいと判断することはできない。なお、「警告」にあたる学生のほとんどは、GPA下位4分の1要件に抵触した学生である。(F大学)
- 学力不足やミスマッチ、そもそもの大学進学意思(修学意欲)が低い学生が多いことは、廃止と同じ傾向である。一方で、修学意欲はあり、一生懸命であるものの要領の悪い学生も一定数含まれていると感じている。GPAは高くないが、出席状況も悪くないような場合、修業年限での卒業に問題がないのに2回連続警告に該当してしまうと大学としても支援のしようがない。(G大学)
- とくに傾向は把握していないが、学生、保護者に話を聞くと、「単位さえ取得していれば止まることはないと思っていた」という意見を聞く機会があるため、制度の理解不足という傾向があるのかもしれない。(H大学)

(3) 特例に加え、やむを得ない事由等として何らかの斟酌をすべき余地があるケース

- 学生からの申請事例として、両親の離婚により学修に影響が出た、交際相手の妊娠により学修に影響が出た等があったが、いずれも、その事由が特例には当たらないとして、本学では認めなかった。ただ、近年は心の病を理由とした申請が増えており、「奨学金が継続されなかったことで、余計に病気が悪化した」等と言われかねないおそれがあるため、病歴はいつからか、いつから通院をしているか、等の事情を確認し、慎重に判断をしているところである。(A大学)
- 本人の傷病(テスト期間中の一時的なもの、持病を抱えているもの)や家族の介護によるものが見受けられた。(B大学)
- 本制度による授業料減免や奨学金だけでは十分とはいえず、学資を確保するためにアルバイトに時間を割く必要がある学生も多い。しかし、不足分の学資確保のためのアルバイトが「やむを得ない事情」に認められづらいことに矛盾を感じている。(C大学)
- 廃止後に「退学」や「学費未納除籍」となる者に次いで、「長期休学(1年以上)」になる者も一定数いる。こうした学生の傾向として「家庭環境が複雑」であることが挙げられる。親からDVを受けるなどの理由で実家に頼れず学生自身が「独立生計者」となっているケースが事後的に確認されている。このような学生は、自活のためにアルバイト過多になった結果、学業要件に抵触し廃止や警告を受けることになる。「やむを得ない事由」として斟酌することで救済できる可能性もあるが、奨学生数が多く、多岐にわたる学業要件により廃止、警告、停止者が一定数以上発生する中において個々のケースに目配りすることは時間的にもマンパワー的にも困難であり、事情が判明するのは往々にして退学願等が提出された後のことになる。
同様に、「発達障がい」と思われるような特性により学修に困難を抱えているのに自分から支援を求める行動が出来ないために見過ごされているケースも一定数あるのではないかと考えられる。(D大学)
- ケースとしては、学生本人の病気や家族等の介護に起因する事例が多く出されている。病気

の事由としては精神的なものに起因するケースが多く見られる。学業が不振になる状況が斟酌やむを得ない事由に起因すると客観的に証明できるものがなければ適用しないため、斟酌制度は、やむを得ない事由を抱える学生の学修環境を維持するための救済制度として機能していると考えている。ただ、重度の精神的課題のため病院にも行けない学生は、信憑書類としての診断書を得ることができないため、斟酌やむを得ない事例として適用できなかったケースもある。斟酌やむを得ない事由として申請した者の斟酌適用率は約 70 %（斟酌やむを得ない客観的信憑がなければそもそも斟酌を受け付けないため）となっている（2020～2023 年度）。（E 大学）

- 2023 年度の適格認定（学業）において、斟酌すべき事情があるとして判定を考慮した事例としては、うつ病などの精神的な不調が多数を占める。その他にも本人の持病悪化に伴う療養や親の介護による成績不振についても考慮の対象としている。（F 大学）

全国公立短期大学協会

【5. 学生等の修学状況について】

<質問内容> ※ 把握できる範囲で御教示ください

- 学業要件で「廃止」となった学生等のうち、中途退学した学生等がいる場合、その主な理由について、どのような傾向があるか。(例：転学、学校生活不適應・修業意欲低下、経済的困窮、学力不振など)

また、学業要件で「廃止」(または「停止」)となった学生等のうち、GPA 等が下位 4 分の 1 の範囲に連続して該当することによる学生等がいる場合、どのような傾向があるか。(例：1 回目の「警告」となっても修業意欲が低下したままなど)

このような学生等のうち、3. の特例を設けていることに加え、やむを得ない事由等として何らかの斟酌をするべき余地がある場合として、どのようなものがあるか。

<御意見等>

【GPA 下位学生の件】停止による収入源確保(授業料含む)のためアルバイトに注力するなど好ましくない結果となる。

4 年制大学に比べて経済的に厳しい家庭からの進学が多い小規模な短期大学では、大学と比較して「下位 1/4」はかなり厳しい基準となる。短期大学は「下位 1/5」に緩和することが望まれる。

<以下、会員大学の主な意見>

- 【廃止・中途退学学生の件】「廃止」となった学生で、中途退学した学生はいない。
- 中途退学した学生には、学校生活不適應、修学意欲低下による学力不振が見られる。
また、GPA 等が下位 4 分の 1 の範囲に該当する学生等についても同様の傾向が強く、改善が見られない。
ある程度の線引きが必要であると考え、特例以外に斟酌するべき余地がある場合は想定しづらい。
- 【廃止・中途退学学生の件】進路変更(就職)
 - ・【GPA 下位学生の件】停止による収入源確保(授業料含む)のためアルバイトに注力
4 年制大学に比べて経済的に厳しい家庭からの進学が多い小規模な短期大学では、「下位 1/4」はかなり厳しい基準である。すべての大学や専門学校に比較して短期大学は「下位 1/5」に緩和を求めたい。
 - ・【斟酌余地の件】個別斟酌は限定的に運用していくことが望ましい。
【理由】短期間に集中して充実した学修環境を確保する短期大学の特性にあつて、下位基準で 2 年間のうちの 2 年目が「停止」となると、アルバイト収入で時間を割くことを要してしまい、学修計画とミスマッチな点が見受けられるため、【3. 学業要件の特例について】の特例②前段は、要件の緩和で対応されたい。
- 【廃止・中途退学学生の件】廃止後の中途退学の主な理由；学校生活不適應・修業意欲低下、学力不振

- ・【GPA 下位学生の件】 1 回目の「警告」となっても修業意欲が低下したまま
- ・何らかの斟酌の余地 特になし
- ・【廃止・中途退学学生の件】 学業要件で「廃止」となった学生等のうち中途退学した者の主な理由としては「修学意欲低下」が一番多いと思われます。
- ・【GPA 下位学生の件】 GPA 等が下位 4 分の 1 の範囲に連続して該当することになる学生については、少数のため傾向はわかりかねます。
- ・【廃止・中途退学学生の傾向】 進路変更
- ・【GPA 下位学生の傾向】 出席率の低さ
- 中途退学の理由としては、学費未納による除籍や進路模索等学修意欲の低下などがあげられます。当該学生については、1 回目の「警告」の後、GPA 順位が上がらないことに加え、出席率に関しても「警告」要件に該当している。

専攻科については優秀な学生が多く総体的に GPA が高いことから、下位 1/4 の GPA 数値が高水準にあります。

学生数も少ないため、学修意欲のある学生であり、真面目に学修に取り組んでいても、一部苦手な科目があると下位 1/4 となっているケースも散見されています。

- 本学で、中途退学したある学生については、経済的困窮が理由と推察されます。アルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしても「やむを得ない事情」には含まれないと Q&A に示されていますが、当該学生は仕送りのためにアルバイトをする必要があったとのこと。第 I 区分の支援が「廃止」となり、面談等も行いましたが退学を選択しました。高校時代までの学修環境が良くなかったために、入学時の成績が下位であった者の成績が下位 4 分の 1 から抜け出すのは、意欲があったとしても極めて困難なようです。